

第8 社会福祉施設等の防火安全対策

1 目的

この基準は、主として障害者、高齢者等が多数入所する社会福祉施設、病院等（以下「施設等」という。）における人命安全の確保を最優先とした指導を行うために、法令基準を基礎とした上で、出火防止、炎症拡大防止、避難の安全確保及び消防用設備等の設置等に係る具体的基準を定めることにより、さらなる防火安全対策を講ずることを目的とする。

2 対象施設等

- (1) 令別表第1(6)項イで入院施設を有する防火対象物
- (2) 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第1(6)項ハで入所（宿泊）施設を有する防火対象物
- (4) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)から(3)までの用途に供する部分
- (5) その他これらに類する防火対象物

3 指導事項

(1) 出火防止対策

ア 火気使用設備器具の管理

入所者は入居者の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとする。

イ 喫煙管理

- (ア) 施設等の建築物内で喫煙する場合には、入居室以外に喫煙場所を設けること。
- (イ) 喫煙場所は他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」の旨の掲出を行うこと。

ウ 放火防止対策

- (ア) 休日、夜間等においては、出入口を限定し、出入りする者に対する管理を行うこと。
- (イ) リネン室、器材室、薬品庫及び常時使用していない病室等は、施錠すること。
- (ウ) 巡視等が十分でない施設等の外周部は、夜間照明の設置等により管理を行うこと。

(2) 延焼防止対策

ア 内装制限

入居室内に面する壁及び天井の仕上げは、準不燃材料以上とすること。

イ 防災製品の使用促進

- (ア) 寝具類（敷布、カバー類、布団類、毛布類等）は、防災製品を使用すること。
- (イ) 寝衣類は、防災製品を使用すること。

(3) 避難及び消防活動対策

ア 玄関

玄関扉に電動式自動ドアを設ける場合には、非常時に備え、手動式開き戸を併設すること。ただし、電動式自動ドアが自動火災報知設備の作動と連動して自動開放する場合はこの限りでない。

イ 出入口等の有効幅員

- (ア) 出入口（戸）の有効幅員は、玄関等の主要な出入口については100cm以上、その他の出入口については、90cm以上とすること。
- (イ) 廊下の有効幅員については180cm以上、その他の廊下については140cm以上とすること。

ウ 開口部の設置

- (ア) すべての入居室には、直接屋外に面する開口部を設置すること。
- (イ) 前(ア)の開口部は、容易に避難ができるよう掃き出し窓等を設置すること。

エ バルコニー等の設置

- (ア) 避難階以外の階に入居室を有する施設等には、バルコニーを設置すること。その場合には、各階の周囲を連続するバルコニー（以下「全周バルコニー」という。）を設置すること。また、全周バルコニーの設置が困難な場合には、入居室に面して部分的に連続するバルコニー（以下「断続バルコニー」という。）を設置すること。
- (イ) 前(ア)のバルコニーには、直接地上等への避難ができるように階段又はスロープを設置すること。なお、断続バルコニーに設置する階段又はスロープは、努めてバルコニー上で2方向避難が可能であるように設置すること。
- (ウ) バルコニーの有効幅員は、車椅子の回転を可能とするため努めて150cm以上とするとともに、入居室等のバルコニーへの出口の幅員も車椅子の通行を可能とするため90cm以上とすること。
- (エ) バルコニーとバルコニーとの間に遮へい板を設ける場合には、非常時、緊急時の際、容易に破壊できる材質とすること。

オ 段差の解消

避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、段差を設けないこと。

カ 水平距離の確保

- (ア) 入居室の存する階の共用廊下等には、2以上の防火区画を設けること。ただし、スプリンクラー設備が設置されている場合はこの限りでない。
- (イ) 共用廊下等に設ける防火戸は、常時閉鎖式又は煙感知器と連動して自動で閉鎖するものとする。なお、常時閉鎖式の防火戸を設ける場合には、網入りガラス等により当該廊下等の両側から見通せるものとする。
- (ウ) 共用廊下等に設ける防火戸は、両方向開きとすること。

キ 入所者及び入院者の管理

入所者及び入院者のうち自力避難困難な人は、努めて避難階、若しくはバルコニーが設けられている側の入居室、ナースステーション及び階段室付近で、避難及び救出しやすい部分に入室させるよう配慮すること。

ク 消火設備の設置

- (ア) 寝具類等を収容する施設として、各種消火器の特性を考慮し、粉末消火器及び強化液消火器を設置すること。
- (イ) 共用廊下等に設置する消火器は、壁埋め込みボックス内に格納する等、避難時の障害とならないよう設置すること。
- (ウ) スプリンクラー設備の設置が義務でない施設等にも、努めてスプリンクラー設備を設置すること。
- (エ) 施設等の規模等によりスプリンクラー設備が設置できない場合は、パッケージ型自動消火設備又は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置すること。

ケ 警報設備の設置

- (ア) 入居室には室外表示灯を設けること。ただし、小規模な防火対象物であって容易に出火箇所が特定できる場合又は受信機において、発報した感知器の場所を特定することができる場合にあってはこの限りでない。
- (イ) 聴力障害者が入所する施設等には、非常警報ベルの作動と連動して閃光を発するランプ（キセノンランプ等）を付置すること。
- (ウ) ガス使用器具等の存する部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

コ 避難設備の設置

- (ア) 視力又は聴力の障害者が入所又は入院する施設等の誘導灯は、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置すること。
- (イ) 避難器具を設置する場合には、努めて滑り台又は救助袋を設置すること。

サ 火災時の解錠

各居室及び避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む。）を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し自動的に解錠する装置を設置するとともに、防災センター、宿直室等から遠隔操作により一斉解錠できる機構とすること。ただし、バルコニーに通ずる出入口で、当該出入口がクレセントにより施錠されるなど、内部から鍵を用いることなく、容易に解錠できる等避難上支障のない場合はこの限りでない。

4 その他

- (1) 既存の施設等については、当該施設の改修、模様替え等の機会をとらえて、努めて前3の指導事項について措置を講ずるようにすること。
- (2) 指導するにあたって疑義が生じた場合には、予防課と協議すること。